

令和8年度中央市民センター久慈湊分館の利用に関するお願い

中央市民センター久慈湊分館をご利用いただきありがとうございます。
利用申請にあたって、市民センター条例（以下、条例）及び市民センター条例
施行規則（以下、規則）をご理解のうえ申請いただきますよう、次の点について
ご確認願います。

1 休館日

月曜日、祝日、年末年始（12月29日(火)～1月3日(日)）

・令和8年度臨時休館（お盆）

8月13日(木)・14日(金) 17:00～22:00（夜間）

8月15日(土)・16日(日) 9:00～22:00（終日）

※臨時休館は、3日前までに利用申請がない場合

2 使用時間

・使用時間は午前9時から午後10時までとなっておりますが、管理人は常駐していない
ので申請時間前に入館することはできません。

・申請時間には、準備および後片付けに必要な時間も含めてください。

・使用時間の当日の変更は原則できません。

・17時が利用区分の境になりますので、17時をまたぐ場合は2区分の使用料がかかります。

3 使用料

・使用料は、許可の際納付いただくこととなりますが、減免や営利目的について、要件を
確認するためお時間をいただくことがあります。なお、納付いただいた使用料は特別な場
合を除いて還付は出来かねます。

4 管理人

・中央市民センター本館（新中の橋）が管理しており、利用前の点検と利用後の点検をい
たしますが、常駐はしておりません。当日の職員対応は出来かねますので予めご了承ください。

**久慈湊分館は、4月から入退館方法が変わりますので、次の項目についてご確
認願います。**

5 使用時の流れ

管理人は常駐していないので申請時間前に入館することはできません。※許可証必携

① 代表者（または、一番初めに入室する人）は、入館方法について予めご確認願います。

※初めての利用の際、現地をご案内いたします。

② カギはキーボックスに保管してありますので、申請受付の際に使用方法と暗証番号を
確認してください。（暗証番号は当日のみ使用が可能です。）

裏面に続く

- ③ 備品の借用を希望する場合、現地にあるものしかお貸しできませんので、あらかじめ現地で現品を確認のうえ申請書に記載願います。
- ④ 調理室でお湯を沸かす、食器を洗浄するなどの行為が生じる場合、短時間でも調理室の使用申請が必要です。
- ⑤ 使用後は使用前の状態に戻していただく必要があり、飲食等により備品が汚れる恐れがある場合は、掃除を行ってください。
- ⑥ 使用が終わったら、代表者（または、最後に退室する人）は「使用状況報告書」を提出してください。

6 お預かり

- ・仕出しやお花等の業者からの物品納入は、代表者到着後となるようご手配をお願いします。
- ・ゴミはすべて持ち帰ってください。

7 駐車場

- ・駐車場は建物正面に3台程度のみですので、ご了承ください。

8 除雪

- ・十分な除雪ができない場合がありますので、予めご了承ください。

9 設備

- ・あらかじめ現地でご確認願います。

当日の変更は出来かねますので、申請者のみならず、参加者にも上記利用方法について共有し、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

施設に関する問い合わせ（利用受付、設備の使用方法等）

久慈市中央市民センター

【電話】0194-53-4606

【受付時間】平日9：00～17：00